

令和4年3月30日

広島大学教職員組合執行委員長
神野礼斉様

広島大学理事（財務・総務担当）
俵幸嗣

医療従事者に対する一時金について一病院清掃業務に関連する問題として一（回答）

2022(令和4)年3月10日付けで要求のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

今回の要求の該当職：霞地区運営支援部 契約グループ（役務・清掃担当）の事務職員

【要求事項】

今回、この契約グループの事務職には一時金が不支給ですが、金銭的な不満を申し入れするものではありません。大学側の気持ちとして一時金への配慮さえ行われないことへの悲痛な声を聴いたことから申し入れをするものです。

～（略）～

これまで、当該職は、霞地区運営支援部に所属しながらほとんどが病院運営業務を本務として従事し、サービス低下を生じないよう従事してきました。今回の一件では、支給対象者の選定判断において、業務内容を考慮せず組織単位で短絡的に区分されたことは、非常に屈辱的な思いが強く、病院サービスの向上への意識や、士気は確実に下がっております。今回の件、何卒、組織の健全化につながるようご尽力いただきますようお願いいたします。

以上ですが、本内容の提起により、当然のこと当該職への不利益を講じないよう求めます。また、本件は当組合を窓口としますことを申し添えますので、真摯に向き合ってくださいますよう切にお願い申し上げます。

(回答)

このたびの医療従事者等への一時金の支給対象者の範囲について、霞地区運営支援部契約グループの役務及び清掃担当の事務職員が支給対象であることを担当部署に確認しました。

また、担当部署からは、今回当該職員が支給対象者から外れていたことについては、確認漏れであり、担当部署から支給対象外の理由としてお伝えした「他の霞地区運営支援部との整合性が取れなくなる」は、誤った説明であった旨の報告がありました。

これらのことから、今回、支給対象外とした回答については撤回させていただくとともに、当該職員の方には不快な思いをさせたことに対して、お詫びいたします。

今後このようなことがないように、職員相互間での確認を徹底するよう、周知いたします。

なお、永らく続くコロナ禍にあって、担当部署においては地域医療を守るために、通常業務に加えてコロナ対応に係る職務遂行をしている点もご理解いただけますと幸いです。

一方、当該職員の方については、霞地区運営支援部に所属され日々業務を行っていただいているところですが、病院の教職員と同様に、患者さんへのサービス向上への意識を持ちながら、業務をしていただいていることも、十分認識しております。

については、当該契約グループの役務及び清掃担当の事務職員の方には、病院の教職員と同様、今回の一時金を3月末日に支給するよう準備をしておりますので、お知らせいたします。

(7名、一人10,000円)

また、今回の貴組合からの提起により、当該職員へ不利益を生じさせることはありません。